

改正案	現 行
<p>（提供条件の説明）</p> <p>第二十二條の二の二 法第二十六條の總務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。））、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p><b>八</b> 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務であつて、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九條の二十八又は第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて提供されるもの</p> <p><b>九</b> 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務 <del>（前号に掲げるものを除く。）</del></p> <p><b>十・十一</b> （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（提供条件の説明）</p> <p>第二十二條の二の二 法第二十六條の總務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。））、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p><b>八</b> 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務</p> <p><b>九・十</b> （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一〜四 (略)

五 提供される電気通信役務の内容(名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所又は緊急通報に係る制限、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスによる制限その他の当該電気通信役務の利用に関する制限がある場合にはその内容を含む。)

六〜八 (略)

九 電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法

十 (略)

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一〜四 (略)

五 提供される電気通信役務の内容(名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、緊急通報その他の当該電気通信役務の利用に係る制限がある場合には、その内容を含む。)

六〜八 (略)

九 (略)

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。